

2福監第11-3号  
令和2年5月18日

請求人様

福津市監査委員 灘谷 和徳  
福津市監査委員 榎本 博

## 監査結果報告書

(郷づくり推進事業交付金について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

### 2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和2年3月23日である。

### 3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び請求事項は次のとおりである。

#### (1) 主張事実（要旨）

福津市長（郷づくり支援課）は、令和元年5月22日宮司地区郷づくり推進協議会の平成30年度郷づくり推進事業交付金確定で、交付額16,403,000円、余剰金（次期繰越金）539,663円、返還額0円で交付確定している。

しかし、別途会計（自主防災会）に580,868円の余剰金があり、余剰金合計は1,120,531円で交付確定に誤りがある。

市が容認している余剰金は1,000,000円であり、120,531円は返還しなければならない。防災事業の支出を毎年支出した分だけ元帳に計上すべきだが、毎年一定額を計上していることと、担当課による交付確定事務のミスが原因である。

よって、本件は、平成29年度上西郷郷づくり推進協議会の返金と同様に、地方自治法施行令第159条により戻入処理しなければならない。

なお、本件について令和元年11月5日市長に調査依頼、説明を求めたが、できないのか拒否をされた。市は交付確定のミスを承知しているものと思料する。

#### (2) 請求事項（要旨）

市から宮司郷づくり推進協議会に対し交付した、郷づくり推進事業交付金120,531円について返還措置を講じること。

### 4 事実を証明する書面

- ・平成30年度郷づくり推進事業交付金額確定通知書
- ・平成30年度郷づくり推進事業交付金実績報告書
- ・平成30年度宮司地区郷づくり推進協議会決算書
- ・平成30年度宮司地区自主防災会決算書
- ・平成29年度郷づくり推進事業交付金確定通知書（上西郷郷づくり）
- ・平成29年度上西郷地域郷づくり推進協議会決算
- ・地方自治法施行令（第159条抜粋）

- ・郷づくり交付金の使途調査依頼
- ・ご連絡

※添付された資料はすべて写しである。

## 5 請求の要件審査及び受理

令和2年3月24日に監査委員会議を開催し、本件請求については一部を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日本件請求を受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び着眼点

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- ・ 郷づくり支援課の交付金確定事務は適切に行われていたか？

また、本件監査における主な着眼点は以下の通りである。

- ・ 交付要綱に規定する余剰金（繰越金）はどの範囲までか？
- ・ 宮司地区郷づくり推進協議会と自主防災会の関係性はどうか？
- ・ 協議会と自主防災会の会計に連結性はあるか？
- ・ 市が交付金の返還を求める必要があるか？

### 2 監査対象部署

地域振興部 郷づくり支援課

（機構改革により、令和2年4月1日からまちづくり推進室）

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

### 4 関係人調査

令和2年3月25日31福監第52号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ①請求の趣旨に対する弁明書
- ②弁明書の裏付けとなる資料
- ③郷づくり推進事業交付金の交付額確定に係る資料

上記の弁明書は令和2年4月10日に提出され、添付資料として以下の書類（写し）が提出された。

- ・ 宮司地区自主防災会について（自主防災会についてのパンフレット）

弁明書の内容は要約すると以下の通りである。

- ・ 請求人が指摘する財政的援助をした先の余剰金の取り扱いについては、規定をしていないこともあり、協議会の余剰金と宮司地区自主防災会（以下、「自主防災会」という。）の余剰金を合算した場合には1,000,000円を超える金額となる。しかし、

実施機関はこの点について協議会に指導したところ、平成31年度以降は改善することで合意している。このことから、請求人が指摘する部分について、協議会に対し返還を求めない。

- ・自主防災会は、協議会とは別組織であるが、基本として協議会と自治会で構成され、小中学校、消防団、民生・児童委員協議会を連携団体にもつ組織である。また、地域住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施などの「平常時の活動」と災害現場における消火・出火防止活動、救出・救護活動などの「災害時の活動」を活動内容としている。
- ・平成30年度は、協議会から自主防災会に150,000円の負担金が支出されており、自主防災会の運営財源は、この負担金のみである。自主防災会は協議会と別組織であることから、実施機関は余剰金の取り扱いについて協議会の余剰金と合算していなかった。
- ・自主防災会の余剰金については、これまで災害用の防災備蓄倉庫、食料及び飲料を購入する目的で積み立ててきており、平成31年度に購入済みである。
- ・自主防災会の運営が交付金より支出した負担金のみで行われていることから、平成31年度以降の余剰金については、協議会本体の余剰金だけでなく、自主防災会の余剰金も加味し、交付金の額を確定するものとする。

また、法第199条第8項に基づき、令和2年4月24日、本件についてまちづくり推進室長、同室共助共働推進担当参事、同室郷づくり支援係長に対して関係人調査を実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### ① 郷づくり推進事業について

郷づくり推進事業は平成20年に施行された「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の基本理念に基づいて行われている、地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力・連携し、地域の課題解決や魅力ある地域づくりに取り組む地域自治活動である。

地域自治の実現のため、市内に概ね小学校区を単位とした8つの郷づくり推進協議会を各地域の市民および事業者が設立し、市は各地域及び協議会を市政運営のパートナーとして、共働のまちづくりを進めている。なお、協議会は主に自治会、各種団体、ボランティア、事業所等で構成されている。

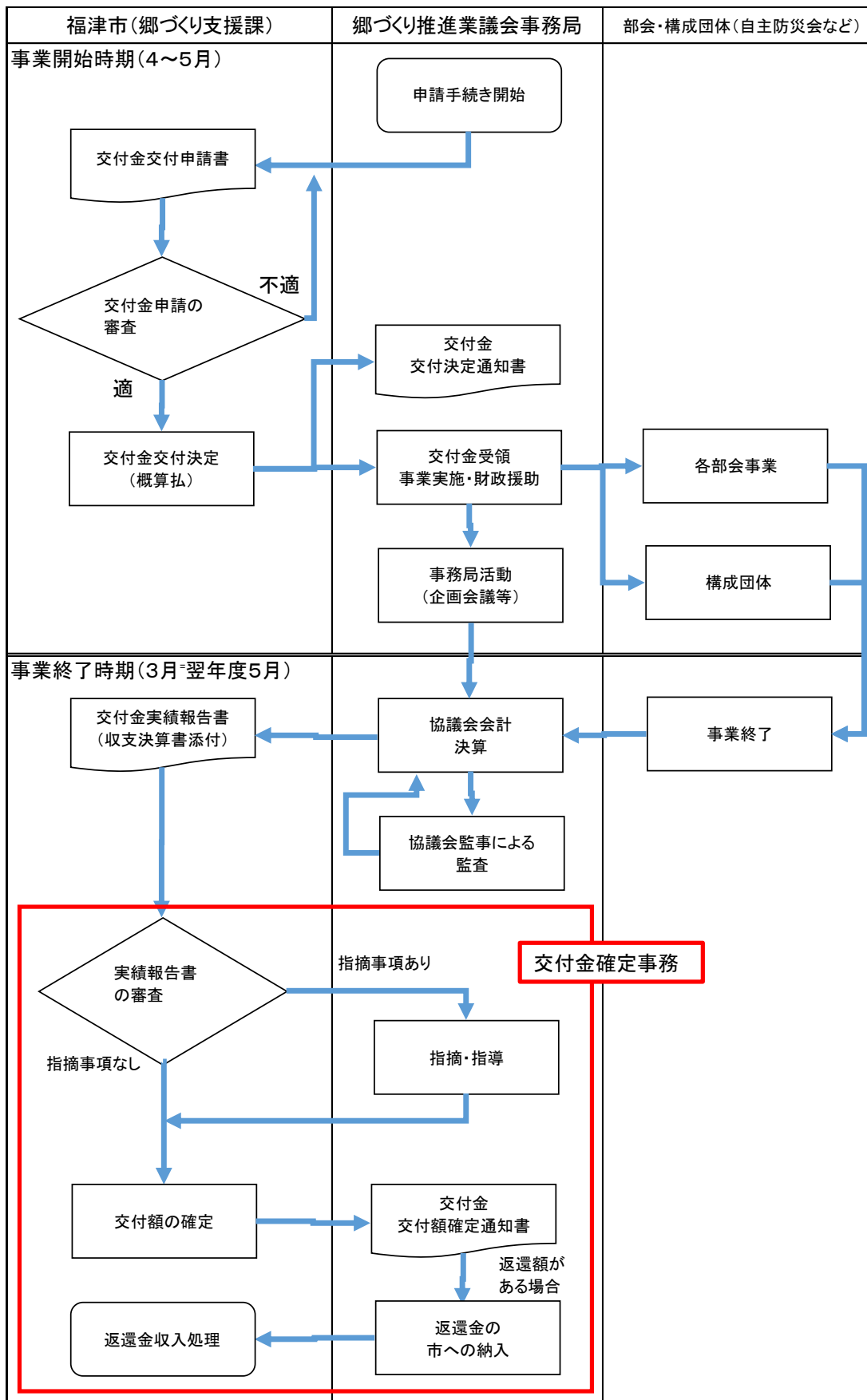
「福津市郷づくりの推進に関する規則」では郷づくり推進協議会は「広報配布・防犯灯管理・協議会運営」の基礎事業と、各地域の地域づくり計画に基づいて行われる「高齢社会対応・自主防災力向上・青少年育成・環境・防犯・交流」などの自主事業（地域づくり計画実践事業）を行うこととなっており、市は、郷づくり推進協議会の活動を尊重し、地域づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への支援を積極的に行うこととされている。

##### ② 郷づくり推進事業交付金（交付金）について

上記の郷づくりによる地域自治活動を推進するため、「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）」に定める基礎事業及び自主事業に対して郷づくり推進協議会に一括交付される交付金である。各郷づくり推進協議会はその事業内容と算定項目に照らし、各部会や各自治会に予算を配分することとなっている。この交付金は地域分権に対応する自治組織を育成し、自立した市民による豊かな地域社会の実現に資することを目的としたものである。

交付金の交付及び確定に係る事務の流れは次ページのフロー図の通りである。

○郷づくり推進事業交付金事務フロー



交付金の交付に当たっては、協議会が市に交付申請を行い、市は内容を審査したうえで概算払いとして交付金を協議会に交付することとなっている。

また、交付を受けた協議会は年度終了後45日以内に市に対して実績報告を行い、市は実績報告の内容を審査したうえで交付金額を確定することとなっているが、本件監査にかかる交付金については、令和元年5月15日に実績報告が市に提出され、市はこれを受けて実績報告の審査を行い、令和元年5月22日に「平成30年度郷づくり推進事業交付金額確定通知書（以下、確定通知書）」をもって協議会に交付金額の確定を通知した。この確定通知書において市が「協議会の事業が交付要綱に適合する」「交付した交付金に返還額はない」と判断したことが確認できる。

なお、交付要綱第9条では協議会による余剰金の繰り越しを一定の範囲内で認めており、繰越額の上限は「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について（平成31年訓令第3号）」によると1,000,000円となっている。

### ③協議会からの財政援助について

交付要綱第4条では郷づくり推進協議会が会則に定める構成団体に対して財政的援助をできることが定められており、財政的援助を受けた団体は援助を受けたすべての事業内容と収支を協議会に4月30日までに協議会に報告することとなっている。

本件監査に係る協議会から宮司地区自主防災会への財政援助については、請求人が資料として提出した「平成30年度宮司地区自主防災会決算書」において150,000円が協議会の安心安全部会から入金されていることを確認できる。また、この決算書を確認する限り、余剰金の協議会への返還は行われていない。

### ④宮司地区郷づくり推進協議会について

宮司地区郷づくり推進協議会は津屋崎小学校校区のうち、宮司地区にあたる8つの行政区（善福、的岡、宮司1～3、宮司西、星ヶ丘、宮司ヶ丘）を構成地域としており、地域内の住民・事業所の勤務者を会員として構成されている。

宮司地区は郷づくり推進事業が開始される以前から住民の結びつきが強く、住民による自治活動が活発に行われている。

協議会には総会・役員会のほか、子育て支援部会・安心安全部会・環境系幹部会・松原保全部会・地域福祉部会の5つの部会（事業部）があり、目的達成のため事業を行っている。

### ⑤宮司地区自主防災会について

自主防災会（自主防災組織）とは災害対策基本法第5条及び第7条に規定された地域住民による任意の防災組織である。住民の任意団体であるためその形態は問われないが、実態的には自治会等の地域組織が結成に関わることが多い。

宮司地区においても、自主防災会の取り組みが「宮司地域づくり計画」の一環であることもあり、自主防災会の組織も郷づくり推進協議会を基盤としている。



自主防災会の会長・副会長は協議会の会長・副会長が務め、理事として自治会長（各区防災会の会長）が参加しているなど、その役員構成は協議会とほぼ同じであるが、連携団体として小中学校・消防団等が参加していること、根拠とする法令が異なることなどの相違点がある。

平成30年度宮司地区自主防災会決算書を見ると、自主防災会の主な収入は協議会からの負担金（財政援助）となっており、その他の収入は繰越金と預金利息となっている。

## 2 請求人が主張する事実の検証

○「別途会計（自主防災会）に580,868円の余剰金があり、余剰金合計は1,120,531円で交付確定に誤りがある。市が容認している余剰金は1,000,000円であり、120,531円は返還しなければならない。」との主張について

交付要綱第3条では、「市長は、前条第1項各号に掲げる事業の実施経費として郷づくり推進協議会に交付金を交付するものとし、その算定基準は別表のとおりとする。」として、交付金の交付先を各協議会に限定している。

請求人は「自主防災会の会計は協議会の別途会計であるとして、交付金の確定に係る余剰金の計算にあたっては協議会本体の余剰金に自主防災会の余剰金を合算するべきである」としており、自主防災会の余剰金は協議会の積立金にあると主張している。このことは、協議会会計と自主防災会会計に強い関連性があることを前提としたものと考えられる。

一方、担当課は協議会と自主防災会は別個の団体であるとして、余剰金の取り扱いについて合算をしておこなったと弁明している。この点において請求人と担当課の主張に食い違いがある。

そこで、協議会と自主防災会の関係性について検討する。

まず組織について見ると、協議会には総会・役員会のほかに、事業部として5つの部会があるが、この中に自主防災会は含まれておらず、自主防災会が協議会の内部組織ではないことが確認できる。

次に活動内容についてみると、協議会は会則で「自助及び相互扶助の精神に則り、連帯感のある、温かで、安心安全な地域社会づくりを目的として設置する。」とあり、宮司地区における地域づくり全般を目的として活動を行う組織である。一方、自主防災会は弁明書において「地域住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施などの『平常時の活動』と災害現場における消火・出火防止活動、救出・救護活動などの『災害時の活動』を活動内容としている。」と説明されており、その活動は災害対応に特化したものと言える。

また、弁明書に添付された資料を確認したところ、自主防災会は「①宮司地区全体を統制する『全体防災会』」「②平常時・災害時の活動の基本となる『区単位

の防災会』「③日頃のコミュニケーションづくりを図る『組単位防災会』」を中心とした組織づくりがなされており、この他に「小・中学校」「消防団」「民生・児童委員協議会」が連携団体として参加している。このうち、協議会の役員が関係するのは「①全体防災会」に関する部分のみであり、大部分は自治会を中心とした活動である。

この点を踏まえると、この2つの組織は異なる団体であると考えerほうが自然であり、「自主防災会の会計は協議会の別途会計である。」との請求人の主張は適当であるとは言えない。

### 3 監査委員の判断

以上の事実の検証により、本件監査における請求事項「市から宮司郷づくり推進協議会に対し交付した、郷づくり推進事業交付金 120,531 円について返還措置を講じること」については、請求人の主張に合理的な理由はないものと判断し、本件請求を棄却する。

### 4 監査委員としての意見

上記の通り本件請求については棄却としたが、本件監査において判明した事実について改善を促すべきものがあったので、以下の通り意見を述べる。

協議会からの財政援助については交付要綱第4条に規定されているが、その援助の方法については特に明記がされていない。

今回の監査テーマとなった自主防災会への財政援助については年額 150,000 円が支出されているが、協議会の内部手続き上、定額での財政援助を行うことと援助団体に繰越金が発生していることが妥当であるかどうかについては検討の余地が残る。

協議会がその目的を達成するために財政援助を行うことは必要なことではあると思うが、その支出が効果的なものであるか、過大なものになっていないかという点については十分に配慮をお願いしたい。